

運動の重点

子供、高齢者、障害者を始めとする歩行者の交通事故防止（特に、横断歩行者の安全確保）

- 信号、標識には必ず従い、信号機や横断歩道のあるところを横断しましょう。また、道路を横断するときは、手を上げる・差し出すなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝えましょう。
- 横断歩道を渡ろうとしている人や渡っている人がいる場合、ドライバーは横断歩道の手前で一時停止して歩行者に道を譲りましょう。
- 幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行いましょう。
- 障害者への配慮方法について理解を深め、障害者が危険な目に遭わないように積極的な声かけをしましょう。

自転車の安全利用の推進

- 傘、イヤホン、スマートフォン等を使用しながらの運転は絶対にやめましょう。
- 自転車安全利用五則を守り、通行ルールに従いましょう。
- 万一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。
- 頭部を守るためヘルメットを着用しましょう。

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 後部座席に着席する場合もシートベルトを着用しなくてはなりません。運転者だけでなく、同乗する全ての人がシートベルトを着用しているか確認しましょう。
- 体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

飲酒運転の根絶、迷惑運転の防止

- 飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進しましょう。
- 運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめましょう。
- 悪質な運転の抑止のため、ドライブレコーダーを活用しましょう。

薄暮時・夜間の交通事故防止

- 運転者の方はスピードを控え、日没時間の概ね1時間前からライトを点灯しましょう。また、対向車等に配慮しながらライトを上向き（ハイビーム）に切り替え、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 薄暮時・夜間の外出時は、明るく目立つ色の服装の着用や反射材を活用しましょう。また、自転車利用者は、必ずライトを点灯しましょう。

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通ルールの遵守

- 16歳未満は運転禁止などの特定小型原動機付自転車の交通ルールを守りましょう。
- ヘルメットを着用しましょう。



天理市立前栽小学校4年（当時）
横山 心音さんの作品

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



平群町立平群中学校3年（当時）
一居 愛叶さんの作品



令和5年度 夏の交通事故防止運動 奈良県実施要綱

運動期間

令和5年7月20日（木）～7月31日（月）

スローガン

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～

令和4年度奈良県交通安全ポスター優秀作品



大淀町立大淀中学校3年（当時）
上田 真悠子さんの作品

《 主 唱 》 奈良県・奈良県交通対策協議会

家庭・学校・地域の皆さんへ

- 交通ルールの遵守や交通マナーについて話し合い、交通安全に対する意識を高めましょう。
- 夏休みの時期は、普段は通行しない時間帯でも幼児・児童が道路を通行するのを見かけることが多くなります。急な飛び出しが予想される場所では、一時停止するなどして十分な安全確認をしましょう。
- 長時間にわたって運転する場合は、予め計画を立て、2時間に1回は休憩を取るようにしましょう。



危険な運転はやめましょう

ながら運転は違反!

- 運転中にスマートフォンなどの携帯電話の使用は罰則の対象となり、さらに事故を起こした場合は運転免許も停止されます。
- 運転中に、緊急時などで携帯電話等を使用しなければいけないときは、必ず安全な場所に停車してから使用してください。

あおり運転は犯罪!

- 妨害運転、いわゆる「あおり運転」は重大な事故を招く極めて悪質な行為です。運転免許が取り消しとなる場合があるなど厳しく処罰されます。
- 車を運転する際は周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全な運転を心掛けましょう。
- あおり運転を受けた場合は、安全な場所へ移動し、車外に出ることなく110番通報をしてください。



天理市立南中学校1年(当時)
中山 梨々子さんの作品



桜井市立安倍小学校6年(当時)
鈴木 大翔さんの作品

高齢ドライバーの方へ

- 「高齢者マーク」の表示に努め、自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践しましょう。
- 運転に不安を感じている場合には、運転免許の自主返納も検討し、交通事故防止に努めましょう。
- 体調不良を感じた時は、運転を控えましょう。
- 運転に不安のあるドライバーは、衝突被害軽減ブレーキなどを備えたサポートカー(サポカー)に限って運転ができるサポートカー限定免許制度が始まっています。

「サポカー／サポカーS」とは?



「セーフティ・サポートカー(サポカー)」とは自動ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車です。



「セーフティ・サポートカーS(サポカーS)」とは自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

サポカー、サポカーSは運転者の事故低減に有効です。しかし、条件によっては装置が作動しない場合もあります。装置の機能を過信せず、引き続き安全運転を心掛けましょう。

自転車利用者の方へ

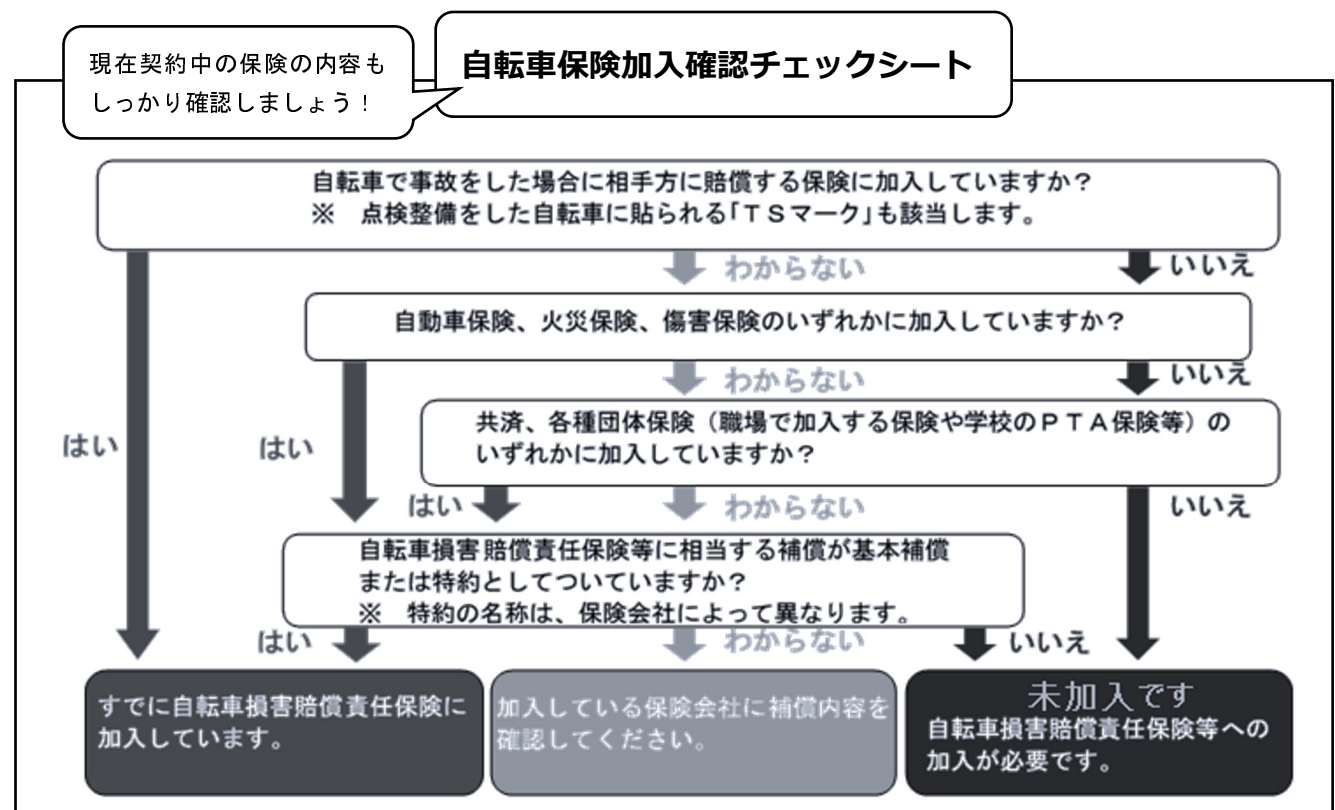
自転車事故被害を軽減するためヘルメットを着用しましょう

- 自転車を利用するすべての人は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。(令和5年4月1日から努力義務となりました)



自転車損害賠償責任保険(自転車保険)に加入しましょう

- 自転車事故の加害者になってしまった場合、高額な賠償責任を負うことがあります。万一の際、自身と相手を守るためにも、自転車の所有者や利用者は自転車保険に必ず加入しましょう。自転車条例により加入が義務となっています。



特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)とは

- 電動車のみ ○ナンバープレートが必要(小型の標識)
- 車体のサイズは全長190cm、全幅60cmを超えないもの
- 運転免許不要(16歳未満は運転禁止) ○自賠責保険が必要
- ヘルメット着用は努力義務、道路は左側通行
- 最高速度は20km/h以下(歩行モード(6km/h)であれば自転車通行可の歩道も走行可)



奈良県交通事故相談所

交通事故に遭われた方のために、交通事故相談員が皆さまの相談に応じます。
無料、プライバシー厳守、被害者・加害者不問。

場所 奈良県安全・安心まちづくり推進課内
(☎: 0742-27-8731)

相談日 月・火・木・金曜日(祝日・年末年始除く)
8:30~16:45

※定期巡回相談(県内4市町)も実施しています。

自転車条例について

奈良県自転車条例総合窓口 平日9:00~17:00
(☎: 0742-27-7013)
自転車条例ページ
<https://www.pref.nara.jp/53824.htm>

啓発用ビデオ・DVDの貸出

正しい交通ルールとマナーを身につけていただくため、交通安全啓発用ビデオ・DVDを無料で貸し出しています。
詳細は、奈良県安全・安心まちづくり推進課まで。
(☎: 0742-27-8730)